

理　由　書

姫路市公共下水道は、昭和 13 年に都市計画事業として着手し、昭和 47 年には新都市計画法の施行に伴い、全市街化区域を下水道区域として定め、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全及び浸水の防除に努めてきた。

姫路市では市町合併に伴い、生活排水処理施設の効率的な統廃合を検討した結果、下水道事業をより効率的・効果的に推進するため、農業集落排水事業区域等を揖保川流域関連姫路市公共下水道の区域へ編入するものである。

また、他の処理施設と整合を図るため、香寺処理区の処理施設である「清水苑」の名称を「香寺終末処理場」と改める。

